

資 料 編

1 制度、施設等の紹介

あ行

【ISO14001】

国際標準機構（International Organization for Standardization）が発行した環境マネジメントシステムの国際規格。PDCA（Plan：計画、Do：実施・運用、Check：点検・評価、Action：見直し）サイクルにより、各企業等が環境へ与える影響を継続的に改善していくことが特徴で、自ら目的や目標を設定し、その目的・目標達成に向け継続的に取り組むことにより、結果として環境への負荷低減を図ることをねらいとしている。

【EPR】

拡大製造者責任（Extended Producer Responsibility）の略。生産者が生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なりサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。

【エコアクション21】

環境省が策定した環境活動評価プログラムで、中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮の手法。

【岡山エコ事業所】

事業者が自ら環境保全に関する取組方針、取組内容等を定期的に公表するなど、循環型社会の形成のための取組が先進的かつ優秀な事業所として県が認定した事業所。平成13年12月に制定した岡山県循環型社会形成推進条例に基づき、認定制度を創設し、平成16年2月から募集している。

エコ事業所は、廃棄物の排出抑制と循環資源の利用に積極的に取り組んでいる「ゼロエミッション事業所」、再生品の購入等に積極的に取り組んでいる「一般事業所」、再生品の販売等に積極的に取り組んでいる「小売店」の3部門について認定している。

【岡山エコタウンプラン】

「岡山県循環型社会形成推進条例」の実行行動計画となる基本構想として、先進的な環境と経済が調和したまちづくりを推進するために策定し、平成16年3月に資源循環型社会の形成に資するものとして環境省と経済産業省の共同承認を受けている。（全国で26地域承認、20番目）

【おかやまグリーンバイオ・プロジェクト】

岡山県内のバイオマス資源を活用する新たな産業の創出により、地域経済の発展と地球温暖化防止を図るために推進している事業で、「岡山バイオマスプラスチック研究会」「森と人が共生するSMART工場モデル実証」などに取り組んでいる。

【岡山県エコ製品】

県内で現に製造・販売されている使用を促進すべき再生品であって、岡山県の定める認定基準を満たした製品。平成13年12月に制定した岡山県循環型社会形成推進条例に基づき、認定制度を創設し、平成14年10月から募集している。

主な認定品としては、再生PET樹脂を使用した制服・作業服等、高炉スラグ等を使用したプレキャストコンクリート製品、建設発生土・建設汚泥等を原材料とした改良土などを認定している。

【岡山県環境基本計画（エコビジョン）】

岡山県の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岡山県環境基本条例第10条に基づき知事が定める計画。平成10年3月策定したが、平成19年度に社会情勢の変化を踏まえて全面的に見直して、2020年までの長期的な目標と施策の大綱を示す新岡山県環境基本計画を策定した。岡山県廃棄物処理計画の上位計画に当たる。

新岡山県環境基本計画では、廃棄物の最終処分量等の平成24年度の目標値を次のとおり定めている。なお、第3次岡山県廃棄物処理計画における排出量と最終処分量については、平成21年度実績値が平成24年度の目標値を既に下回っていることから、更に高い目標数値を掲げている。

項 目		平成21年度実績	新岡山県環境基本計画で定めている平成24年度の目標値	第3次廃棄物処理計画で定める平成27年度の目標値
一般廃棄物	排出量（g/人・日）	971	1,060	935
	リサイクル率（%）	26.0	32.7	32.7
	最終処分量（t/日）	155.8	200	130
産業廃棄物	排出量（千t/年）	5,738	6,900	6,000
	リサイクル率（%）	36.7	39.1	39.1
	最終処分量（千t/年）	335	405	305

【岡山県ごみ処理広域化計画】

ダイオキシン類削減対策、ごみ減量化、焼却残渣の高度処理、ごみ処理コストの削減を目的として平成10年3月に策定された計画。平成19年3月に改訂。

【岡山県循環型社会形成推進条例】

岡山県における循環型社会の形成について、基本原則を定めるとともに、県、事業者、県民の責務を明らかにし、県の行う基本的な施策等を定めることにより循環型社会の形成を総合的かつ計画的に推進するための条例。

【汚泥再生処理センター】

し尿及び浄化槽汚泥に加え、生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理し資源を回収する施設。この施設の特徴は、従来のし尿処理施設の持つ「し尿及び浄化槽汚泥を所定の水質まで衛生的に処理する」機能を保持しつつ、処理対象物に生ごみ等の有機性廃棄物を含め、処理工程にエネルギー回収・利用設備、資源化設備を有している。

か行

【ガス化溶融・改質施設】

ガス化溶融施設とは、ごみを熱分解した後、発生したガスを高温で燃焼させ、灰・不燃物等を溶融する施設(化石燃料等の外部エネルギーを用いる方式もある)。熱分解と溶融を一体で行う方式と、分離して行う方式がある。これに対して、ガス化改質施設とは、発生した熱分解ガスを改質し回収する方式がある。

【合併処理浄化槽】

生活排水のうち、し尿と生活雑排水を併せて処理することができる浄化槽。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。水質汚濁の原因として生活排水の寄与が大きくなっており、生活雑排水を未処理で放流する単独処理浄化槽に替わって、下水道の整備等と並んで合併処理浄化槽の普及が進んでいる。

【家電リサイクル法】

正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」(平成 10 年法律第 97 号)。テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍機について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造業者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対しては引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたもの。

【環境会計】

企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ、環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的(貨幣単位又は物量単位)に測定し、伝達する仕組み。

【環境マネジメントシステム】

企業等が自主的に環境保全に関する取組を推進するに当たり、環境に関する方針、目的、目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいく管理の仕組みで、ISO14001 もその一つ。

【グリーン購入】

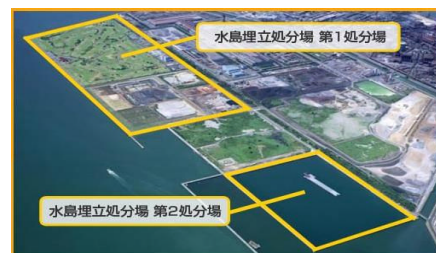
製品やサービスを購入する際に、価格や品質だけで選択するのではなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入すること。平成 12 年 5 月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(通称：グリーン購入法)が成立し、国の諸機関ではグリーン購入が義務付けられたほか、地方公共団体にも努力義務が課せられ、事業者及び国民には一般的な責務があるとされた。

【建設リサイクル法】

正式名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号)。一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、特定建設資材(コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊)の分別解体及び再資源化等を義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度等を設けている。

【公共関与臨海部廃棄物処分場】（水島埋立処分場第2処分場）

県が策定した公共関与臨海部新処分場基本構想に基づき、財団法人岡山県環境保全事業団が倉敷市水島沖水面で進めていた公共関与臨海部新処分場（埋立面積 229,000 m²、埋立容量 2,400,000 m³）。平成21年4月から稼働している。



【公共下水道】

下水道法による下水道の種別の一つで、「主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの、または流域下水道に接続するものであって、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう」と定義されている。

【ごみ処理基本計画】

市町村が、長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるもので、ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまで、ごみの適正な処理を推進するために必要な事項を定めたもの。

さ行

【最終処分場】

廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、中間処理などを経て最終的には原則として埋立処分される。最終処分場は、埋め立てる廃棄物の性状によって、しゃ断型処分場、管理型処分場、安定型処分場の3つの異なる構造に分類される。

【産業クラスター】

米国の経営学者マイケル・E・ポーターが提示した概念で「特定分野における関連企業、専門性の高い供給業者、サービス提供者、関連業界に属する企業、関連機関（大学、規格団体、業界団体など）が地理的に集中し、競争しつつ同時に協力している状態」をいい、ブドウの房のような企業・機関のネットワーク。その新しい組み合わせを産業クラスターという。

【自動車リサイクル法】

正式名称は「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（平成14年法律第87号）。自動車製造業者等の関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律。自動車製造業者・輸入業者に、使用済自動車の解体・破砕によって生じるフロン類、エアバッグ、シュレッダーダスト（車体破砕後に残る破砕くず）の3品目を引き取り・リサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用は自動車の所有者が原則新車購入時に負担する制度。

【循環型社会】

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では「製品等が廃棄物となることが抑制され、製品等が循環資源となった場合は適正に循環的な利用が行われることが促進され、循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」としている。

【循環型社会形成推進基本法】

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律（平成 12 年法律第 110 号）。

【循環資源処理センター】

先進的な循環資源の処理技術を活用し、資源化処理を優先させた一般廃棄物の広域処理と地域から発生する産業廃棄物の処理を併せて処理する新しい再生・処理システムについて「岡山県循環型社会形成推進条例」第 35 条の規定により、県が指定したセンターをいう。

【循環資源総合情報支援センター】

循環資源の総合的な情報受・発信基地として「岡山県循環型社会形成推進条例」第 30 条の規定により、県が指定したセンターをいう。

【食品リサイクル法】

正式名称は「食品循環資源の再生利用等に関する法律」（平成 12 年法律第 116 号）。食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量に関する基本事項を定めるとともに、登録再生利用業者制度等の食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効利用及び食品廃棄物の排出抑制を図ること等を目的とする法律。

【ストックマネジメント】

既存の建築物（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のことを「ストックマネジメント」という。廃棄物処理施設は他の都市施設と比較すると施設全体として耐用年数が短い上、高額な整備費がかかる。一方で国及び地方公共団体の財政状況は厳しい状況にあり、既存の廃棄物処理施設を有効利用するため、施設の機能を効率的に維持することが急務となっている。

【3R】

Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の3つの頭文字をとったもので、循環型社会を形成するための廃棄物等に対する取組。3Rに以下の言葉を加え、4R・5R等と呼ぶ場合もある。

リフューズ（拒否）マイバッグを持参してレジ袋を断る等ごみになるものを拒否する。

リペア（直す）壊れても修理して使う。

リターン（戻す）携帯電話など使用後は購入先に戻す。

リフォーム（改良する）着なくなった服などを作り直す。

【3Rイニシアティブ】

3Rを通じて、地球規模での循環型社会の形成を目指すこと。2004年のG8シーアイランドサミットにおいて我が国が提唱し、平成17(2005)年4月に東京で開催された3Rイニシアティブ閣僚会合において正式に開始された。現在、各国でリサイクル法制度の確立やグリーン購入の導入など、3Rの具体的な取組が進められている。

【生活排水】

し尿と日常生活に伴う台所、洗濯、風呂等からの排水。なお、生活排水のうちし尿を除くものを生活雑排水という。

た行

【ダイオキシン類】

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーPCBを含めてダイオキシン類と定義している。ダイオキシン類は農薬の生産工程及びごみ焼却による燃焼過程で非意図的に発生するもので、塩素の結合する位置や数により、多くの種類があり、種類によって毒性が異なる。

【ダイオキシン類対策特別措置法】

ダイオキシン類による環境汚染の防止やその除去などを図り、国民の健康を保護することを目的に、施策の基本とすべき基準(耐容一日摂取量及び環境基準)の設定、排出ガス及び排出水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査、汚染土壌に係る措置、国の削減計画の策定などが定めた法律(平成11年法律第105号)。

【第3次おかやま夢づくりプラン】

「快適生活県おかやま」の実現を基本目標として、将来の目指すべき岡山の姿を描く長期構想(2020年頃を展望)と、その実現に向けて、平成24年度からの5カ年間に重点的に取り組む中期的な行動計画という二つの性格を併せ持つ本県のマスタープラン。

【地域循環圏】

地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環を形成することが重要であり、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させていくという考え方。

【中間処理】

廃棄物を最終処分する前に、焼却、熔融、脱水、破碎、選別、圧縮などによって、できるだけ廃棄物の体積や重量を減らすとともに、最終処分後も環境に悪影響を与えないようにすること。さらに鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

【中四国環境ビジネスネット（B-net）】

循環資源の利活用による企業間等の連携支援、環境をキーワードに広域ネットワークを活用した企業側の技術開発、市場の動向及び先進事例等に係る情報収集と情報発信、中国地域産学官連携コンソーシアムと連携した大学シーズに係る情報収集と情報発信を行っている。

な行

【熱回収（サーマルリサイクル）】

廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。サーマルリカバリーともいう。

は行

【バイオマス】

再生可能な生物由来の有機性資源で、化石燃料を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な利活用の方法としては、飼料化・肥料化などの他、アルコール発酵やメタン発酵による燃料化などのエネルギー利用がある。

【PFI】

プライベート・ファイナンス・イニシアチブ（Private Finance Initiative）の略。公共事業に民間企業の資金やノウハウを導入して社会資本を整備・管理する方式で、競争原理の導入による事業コストの低減、安価で質の高いサービスの提供が期待されている。

【PCB】

ポリ塩化ビフェニル（Poly Chlorinated Biphenyls）の略。有機塩素化合物で、耐熱・耐薬品性、絶縁性に優れているため、絶縁油、熱媒体、印刷インキ、感圧紙などに幅広く用いられていたが、昭和43年のカネミ油症事件により、その毒性が社会問題となったことから、昭和47年7月に「化学物質の審査及び製造に関する法律」によって新たな製造等が禁止された。

【PCB 特別措置法】

正式名称は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法律」（平成13年法律第65号）。PCB廃棄物について、処理体制の速やかな整備と確実かつ適正な処理を推進し、国民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として定められた法律。処分そのものを一定期間（法律施行より15年）内に行う点に重きを置いて立法措置がとられた。

ま行

【マニフェスト制度】

排出事業者が廃棄物の処理を委託する際に、処理業者に管理票（マニフェスト）を交付し、処理終了後に処理業者よりその旨を記載した管理票の写しの送付を受けることにより、排出事業者が廃棄物の流れを管理し、適正な処理を確保するための仕組みのこと。なお、本制度は、家電リサイクル法や自動車リサイクル法でも採用されている。

【水島エコワークス（倉敷市資源循環型廃棄物処理施設）】

平成17年度に倉敷市水島地区で稼働開始したサーモセレクト方式のガス化溶融施設で、555ト/日の処理能力を持つ。

倉敷市内の一般廃棄物や水島コンビナート企業等からの産業廃棄物を処理し、有機物はガス化・改質により精製合成ガスとしてコンビナートで利用し、無機物はスラグ、メタル、塩などに資源化している。県下の一般廃棄物のリサイクル率26.0%（平成21年度）のうち水島エコワークスによる資源化分が約7%を占めている。



や行

【優良産廃処理業者認定制度】

「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度（平成17年4月施行）」の見直しを受け、平成22年度の法改正に基づいて新たに創設された制度で、平成23年4月より施行されている。

本制度は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準：①実績と遵法性、②事業の透明性、③環境配慮の取組、④電子マニフェストシステムの加入、⑤財務体質の健全性）に適合する処理業者を都道府県知事・政令市長が認定し、認定を受けた処理業者（優良認定業者）について、通常5年間の業の許可の有効期間を7年とする等の特例を付与するとともに、排出事業者が優良認定業者に処理を委託しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物処理の適正化を図ることを目的としている。

【容器包装リサイクル法】

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号）。一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出し、市町村は分別収集する、容器を製造又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという役割分担を定めている。

【溶融スラグ】

廃棄物等を高温で加熱溶融し、冷却固化したもの。なお、一般廃棄物や下水汚泥の溶融スラグについては、JIS規格を遵守することにより、路盤材やコンクリート骨材等としてリサイクルの促進が期待されている。

ら行

【リサイクル】

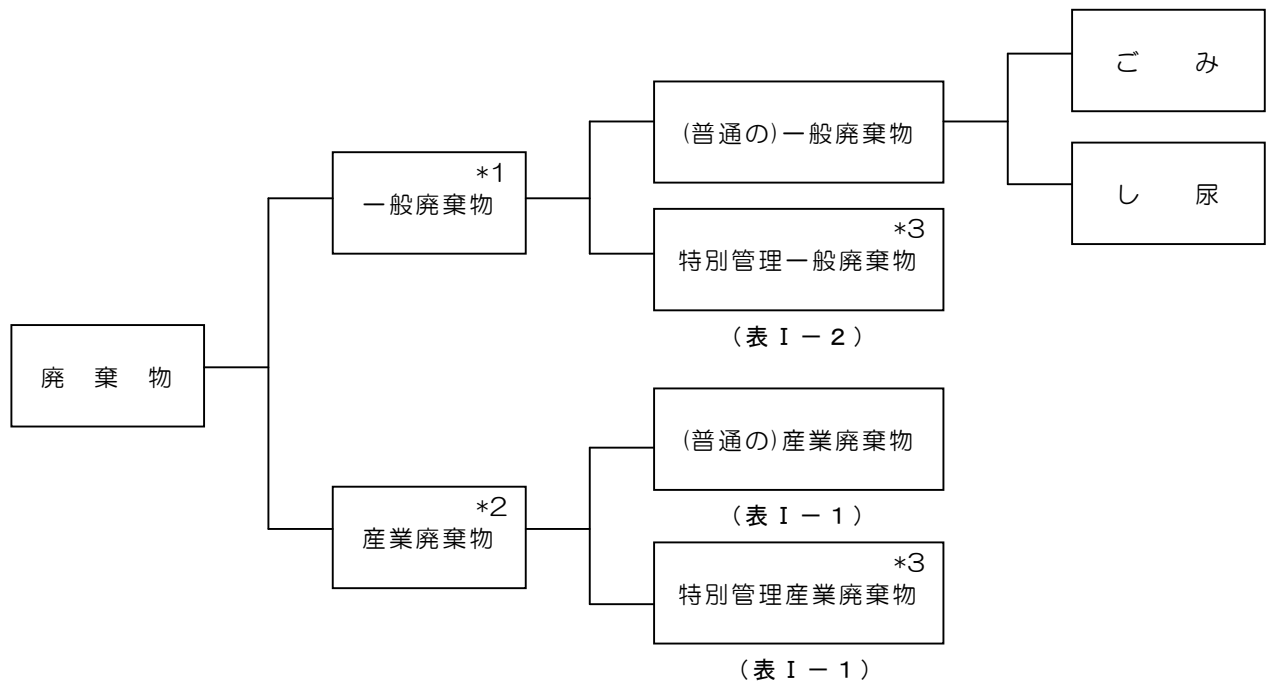
不要となったものをそのまま、または加工するなどして再利用すること。原材料として再利用する再生利用（再資源化）と焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル（熱回収）がある。

【レアメタル】

レアメタル（希少金属（きしょうきんぞく））は非鉄金属のうち、様々な理由から産業界での流通量・使用量が少なく希少な金属のこと。自動車やIT製品、家電製品などあらゆるハイテク製品の製造に欠かせない貴重な金属である。

2 その他参考資料

表 I-1 廃棄物の種類



*1：産業廃棄物以外の廃棄物

*2：事業活動により生じた20種類の廃棄物と輸入廃棄物

*3：爆発性、毒性、感染性等の有害な性状を有する廃棄物

表 I - 2 産業廃棄物

種 類	例
1 燃 え 殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ
2 汚 泥	工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による処理後の汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、生コン残さ、無機性汚泥、建設汚泥など
3 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチなど
4 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類などすべての酸性廃液
5 廃 アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液などすべてのアルカリ性廃液
6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
7 紙 く ず	紙くず及び板紙くずなど〔建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにPCB（ポリ塩化ビフェニル）が塗布され、又は染み込んだものに限る。〕
8 木 く ず	木くず、おがくず、パーク類など〔建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業に係るもの及び物品賃業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）並びにPCBが染み込んだものに限る。〕
9 織 維 く ず	木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くずなど〔建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びPCBが染み込んだものに限る。〕
10 動植物性残さ	あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあらなど（食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物）
11 動物系固形不要物	牛の頭部、背髄及び回腸など（と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物）
12 ゴ ム く ず	天然ゴムくずのみ
13 金 属 く ず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
14 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、レンガくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、コンクリート製品くず、廃石膏ボードなど
15 鉱 さ い	高炉、転炉、電気炉などの残さい、キューポラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、鋳物砂など
16 が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片、アスファルトの破片、レンガの破片、その他これに類する不要物
17 動物のふん尿	牛、馬、豚、鶏などのふん尿（畜産農業に係るものに限る。）
18 動物の死体	牛、馬、豚、鶏などの死体（畜産農業に係るものに限る。）
19 ば い じ ん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
20 処 理 物	上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの
輸 入 廃 棄 物	輸入された廃棄物（上記の1～20及び政令第2条の2、第2条の3に規定する「航行廃棄物」並びに「携帯廃棄物」を除く。）

表 I - 3 特別管理一般廃棄物

種 類	例
ポリ塩化ビフェニル (PCB) を使用した部品	一般廃棄物である廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジから取り出された PCB 使用部品
ば い じ ん	1 時間当たりの処理能力が 200kg 以上又は火格子面積が 2 m ² 以上のごみ焼却施設のうち、焼却灰とばいじんが分離して排出されるものに設けられた集じん施設で集められたもの
感 染 性 一 般 廃 棄 物	医療機関等から排出される、血液の付着したガーゼなどの感染性病原体を含むか又はそのおそれのある一般廃棄物
ダイオキシン類を含むもの	ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 2 項に規定される特定施設(廃棄物焼却炉)から排出され、ダイオキシン類を 1 グラムにつき 3 ナノグラムを超えて含む燃え殻、ばいじん及び汚泥 (廃ガス洗浄施設を有するもの)

表 I - 4 特別管理産業廃棄物

種 類	例	
廃 油	揮発油類、灯油類、軽油類 (燃烧しやすいもの: おおむね引火点 70℃以下)	
廃 酸	水素イオン濃度指数 (pH) が 2.0 以下の廃酸 (著しい腐食性を有する廃酸)	
廃 アルカリ	水素イオン濃度指数 (pH) が 12.5 以上の廃アルカリ (著しい腐食性を有する廃アルカリ)	
感 染 性 産 業 廃 棄 物	医療機関等から排出される、使用済みの注射針などの感染性病原体を含むか又はそのおそれのある産業廃棄物	
特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	廃 P C B 等	廃 PCB 及び PCB を含む廃油
	P C B 汚 染 物	・ PCB が塗布されたり、染み込んだ汚泥・紙くず・木くず・繊維くず ・ PCB が付着したり、封入された廃プラスチック類・金属くず・陶磁器くず・がれき類
	P C B 処 理 物	廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理したもので環境省令で定める基準に適合しないもの
	廃 石 綿 等	・ 建築物から除去した、飛散性の吹き付け石綿 ・ 建築物から除去した、飛散性の石綿含有保温材 (石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材並びにこれらと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材) ・ 石綿建材除去工事において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具で石綿が付着しているおそれのあるもの ・ 大気汚染防止法第 2 条第 11 項に規定される特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん施設で集められた飛散性の石綿など
そ の 他	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、銻さい、ばいじん又は表 I - 2 の 20 に掲げる産業廃棄物のうち、政令で定められた特定施設等から排出されるものであって、有害物質(注)について、環境省令で定める基準に適合しないもの (注)アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類	
ば い じ ん	輸入廃棄物の焼却に伴って排出され、集じん施設で集められたもので、環境省令で定める基準に適合しないもの	
ダイオキシン類を含むもの	ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 2 項に規定される特定施設 (廃棄物焼却炉) から排出されるダイオキシン類を 1 グラムにつき 3 ナノグラムを超えて含む燃え殻、ばいじん及び汚泥 (廃ガス洗浄施設を有するもの) (輸入廃棄物の焼却に限る)	

表Ⅱ 一般廃棄物処理状況（平成21年度）（その1）

市町村名	総人口	計画収集人口①	自家処理人口②	ごみ排出量 t/年					自家処理量 t/年⑧	収集量③（内訳） t/年					
				収集量③	直接搬入量④	搬入総量⑤=③+④	集団回収量⑥	総量⑦=⑤+⑥		混合ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ
岡山市	698,941	698,941	0	218,885	13,903	232,788	14,742	247,530	0	0	193,081	8,098	15,546	152	2,008
倉敷市	474,415	474,400	15	145,961	27,422	173,383	18,542	191,925	5	0	136,933	2,935	5,855	88	150
津山市	107,892	107,892	0	29,783	2,006	31,789	3,659	35,448	0	0	25,346	1,403	2,911	0	123
玉野市	66,183	66,183	0	22,559	2,843	25,402	2,071	27,473	0	0	18,299	1,758	2,387	0	115
笠岡市	55,000	55,000	0	15,553	1,125	16,678	1,587	18,265	0	0	12,472	777	2,228	0	76
井原市	45,122	45,122	0	10,278	1,348	11,626	1,313	12,939	0	0	8,351	467	1,360	0	100
総社市	66,627	66,627	0	18,737	7,446	26,183	1,713	27,896	0	0	16,577	415	1,635	17	93
高梁市	34,908	34,908	0	10,423	853	11,276	685	11,961	0	0	8,591	485	1,085	0	262
新見市	34,743	34,743	0	9,544	234	9,778	877	10,655	0	0	8,407	264	789	0	84
備前市	39,290	39,290	0	9,314	2,135	11,449	1,652	13,101	0	0	8,211	276	616	10	201
瀬戸内市	39,484	39,478	6	8,139	3,162	11,301	83	11,384	6	0	7,353	72	389	69	256
赤磐市	44,953	44,697	256	10,043	1,182	11,225	1,222	12,447	78	0	8,555	82	1,216	32	158
真庭市	51,710	51,710	0	9,476	4,568	14,044	1,962	16,006	0	0	8,327	190	865	0	94
美作市	32,140	32,140	0	6,409	4,406	10,815	367	11,182	0	0	4,781	28	1,600	0	0
浅口市	37,473	37,473		10,561	1,199	11,760	1,034	12,794	0	0	9,312	351	767	0	131
和気町	15,978	15,703	275	2,536	1,643	4,179	597	4,776	102	0	2,387	0	138	0	11
早島町	12,285	12,285	0	3,956	328	4,284	0	4,284	0	0	3,303	216	437	0	0
里庄町	11,045	11,045	0	2,955	401	3,356	299	3,655	0	0	2,548	174	200	0	33
矢掛町	15,667	15,667	0	3,065	272	3,337	479	3,816	0	0	2,344	180	530	0	11
新庄村	1,042	1,042	0	156	8	164	0	164	0	0	123	11	22	0	0
鏡野町	14,422	14,422	0	2,675	193	2,868	0	2,868	0	0	2,337	141	101	0	96
勝央町	11,480	11,480	0	2,521	226	2,747	0	2,747	0	0	1,818	108	595	0	0
奈義町	6,403	6,403	0	1,313	132	1,445	237	1,682	0	0	1,116	48	103	0	46
西栗倉村	1,621	1,621	0	283	88	371	0	371	0	0	214	1	68	0	0
久米南町	5,572	5,572	0	1,151	310	1,461	0	1,461	0	0	920	64	160	0	7
美咲町	16,490	16,490	0	2,934	135	3,069	0	3,069	0	0	2,241	126	516	0	51
吉備中央町	13,575	13,575	0	2,016	673	2,689	237	2,926	0	0	1,448	121	330	0	117
合計	1,954,461	1,953,909	552	561,226	78,241	639,467	53,358	692,825	191	0	495,395	18,791	42,449	368	4,223

表Ⅱ 一般廃棄物処理状況（平成21年度）（その2）

市町村名	ごみ処理量 t/年							中間処理に伴う資源化量 t/年 ⑫	1人1日当たりの排出量 g/人・日 =⑦/{①+②}*365}	生活系ごみ g/人・日	事業系ごみ g/人・日	減量処理率 =⑪-⑨/⑪	リサイクル率 =⑥+⑩+⑫/⑥+⑪
	直接埋立量 ③	中間処理				直接資源化量 ⑩	合計 ⑪						
		直接焼却量	粗大処理	資源化	その他								
岡山市	6,604	203,847	6,041	13,181	0	3,115	232,788	23,830	970	647	323	97.2%	16.8%
倉敷市	1,176	159,368	4,358	3,295	0	5,186	173,383	67,925	1,108	715	394	99.3%	47.8%
津山市	0	26,612	389	4,471	0	317	31,789	3,903	900	609	292	100.0%	22.2%
玉野市	2,209	20,037	968	2,188	0	0	25,402	2,570	1,137	880	257	91.3%	16.9%
笠岡市	0	13,487	963	656	0	1,572	16,678	903	910	652	258	100.0%	22.2%
井原市	112	9,473	488	1,553	0	0	11,626	1,360	786	625	161	99.0%	20.7%
総社市	3,009	19,335	2,102	1,737	0	0	26,183	2,250	1,147	835	312	88.5%	14.2%
高梁市	0	9,266	891	1,119	0	0	11,276	1,359	939	666	273	100.0%	17.1%
新見市	0	8,561	0	428	0	789	9,778	46	840	539	301	100.0%	16.1%
備前市	1,489	8,759	41	994	0	166	11,449	557	914	766	148	87.0%	18.1%
瀬戸内市	0	10,484	96	721	0	0	11,301	796	790	656	134	100.0%	7.7%
赤磐市	0	9,706	128	317	50	1,024	11,225	371	759	559	199	100.0%	21.0%
真庭市	0	12,058	768	725	25	468	14,044	1,424	848	557	291	100.0%	24.1%
美作市	0	8,351	123	1,890	170	281	10,815	1,855	953	765	188	100.0%	22.4%
浅口市	182	10,372	439	301	0	466	11,760	468	935	705	230	98.5%	15.4%
和気町	0	3,866	150	0	0	163	4,179	54	819	537	282	100.0%	17.0%
早島町	0	3,563	0	9	247	465	4,284	9	955	601	354	100.0%	11.1%
里庄町	0	2,935	221	200	0	0	3,356	254	907	757	150	100.0%	15.1%
矢掛町	180	2,604	22	530	0	1	3,337	530	667	627	40	94.6%	26.5%
新庄村	0	129	12	0	0	23	164	3	431	431	0	100.0%	15.9%
鏡野町	59	2,485	60	67	122	75	2,868	29	545	542	3	97.9%	3.6%
勝央町	0	1,922	0	421	0	404	2,747	307	656	613	43	100.0%	25.9%
奈義町	0	1,235	0	106	0	104	1,445	97	720	674	45	100.0%	26.0%
西粟倉村	1	291	0	72	7	0	371	72	627	490	137	99.7%	19.4%
久米南町	0	1,095	121	245	0	0	1,461	284	718	621	98	100.0%	19.4%
美咲町	73	2,332	55	191	7	411	3,069	162	510	491	19	97.6%	18.7%
吉備中央町	0	2,096	305	288	0	0	2,689	374	591	455	136	100.0%	20.9%
合計	15,094	554,269	18,741	35,705	628	15,030	639,467	111,792	971	670	301	97.6%	26.0%

表Ⅲ－１ 一般廃棄物処理施設（焼却）

（平成23年3月31日現在稼働中）

地域名	設置主体名 施設名	設置場所	処理能力 (t/日)	使用開始年	構成市町村
備前	岡山市 岡南環境センター	岡山市南区豊成1-4-1	220	S53	岡山市
	岡山市 当新田環境センター	岡山市南区当新田486-1	300	H6	岡山市
	岡山市 東部クリーンセンター	岡山市東区西大寺新地453-5	450	H13	岡山市
	玉野市 東清掃センター	玉野市槌ヶ原3072-5	150	S53	玉野市
	備前市 クリーンセンター備前	備前市八木山859-4	34	H10	備前市
	瀬戸内市 クリーンセンターかもめ	瀬戸内市牛窓町牛窓228	30	H9	瀬戸内市
	赤磐市 山陽桜が丘清掃センター	赤磐市中島357-1	30	S57	赤磐市
	赤磐市 赤坂環境センター	赤磐市多賀2546-6	6	H6	赤磐市
	和気北部衛生施設組合 クリーンセンター	和気町益原1512-3	40	H6	備前市、赤磐市、 和気町
備中	倉敷市 水島清掃工場	倉敷市水島川崎通1-1-4	300	H6	倉敷市 (早島町)
	新見市 クリーンセンター	新見市金谷253	46	H11	新見市
	倉敷西部清掃施設組合 清掃工場	倉敷市玉島道越888-1	180	H10	倉敷市、浅口市
	総社広域環境施設組合 吉備路クリーンセンター	倉敷市真備町箭田481	180	H9	倉敷市、総社市
	岡山県西部環境整備施設組合 里庄清掃工場	里庄町新庄3655	200	H11	笠岡市、浅口市、 里庄町
	岡山県井原地区清掃施設組合 井原クリーンセンター	井原市木之子町2192-1	90	H6	井原市、矢掛町
	高梁地域事務組合 クリーンセンター	高梁市段町748	56	H10	高梁市、吉備中央町
	水島エコワークス株式会社 倉敷市資源循環型廃棄物処理施設	倉敷市水島川崎通1-14-5	555 (うち一廃303)	H17	倉敷市
美作	津山市 ごみ焼却場	津山市小桁401-15	110	S51	津山市
	真庭市 クリーンセンターまにわ	真庭市樫西290	30	H11	真庭市
	真庭市 真庭北部クリーンセンター	真庭市蒜山初和592-1	20	H3	真庭市 (新庄村)
	美作市 南部環境美化センター	美作市三倉田93	40	H2	美作市 (西粟倉村)
	鏡野町 北部衛生クリーンセンター	鏡野町井坂523-3	10	H4	鏡野町
	津山圏域西部衛生施設組合 清掃センター	津山市中北下365	14	S58	津山市、鏡野町、 美咲町
	岡山市久米南町衛生施設組合 クリーンセンター	久米南町上神目313-6	13	H5	岡山市、久米南町
	岡山県中部環境施設組合 コスモスクリーンセンター	真庭市宮地631-3	30	H6	真庭市、美咲町
	津山圏域東部衛生施設組合	奈義町上町川186	25	S59	津山市、勝央町、 奈義町
合 計		26	2,907		

表Ⅲ－２ 一般廃棄物処理施設（粗大ごみ処理）

（平成 23 年 3 月 31 日現在稼働中）

地域名	設置主体名 施設名	設置場所	処理能力 (t/日)	使用開始年	構成市町村
備前	岡山市 東部リサイクルプラザ	岡山市東区西大寺新地 453-5	58	H13	岡山市
	玉野市 玉野市粗大ごみ処理施設	玉野市槌ヶ原3072-5	35	H5	玉野市
	和気北部衛生施設組合 クリーンセンター	和気町益原1512-3	10	H6	備前市、赤磐市、 和気町
備中	倉敷市 東部粗大ごみ処理場	倉敷市二子1917-4	80	H6	倉敷市
	総社広域環境施設組合 吉備路クリーンセンター	倉敷市真備町箭田481	36	H9	倉敷市、総社市
	岡山県西部衛生施設組合 井笠広域資源化センター	笠岡市平成町105	40	H7	笠岡市、井原市、 浅口市、矢掛町、 里庄町
	高梁地域事務組合 粗大ごみ処理施設	高梁市段町748	30	S55	高梁市、吉備中央町
美作	津山市 粗大ごみ処理施設	津山市小桁401-15	30	S63	津山市
	岡山県中部環境施設組合 コスモスクリーンセンター	真庭市宮地631-3	10	H6	真庭市、美咲町
合 計		9	329		

表Ⅲ－３ 一般廃棄物処理施設（資源化）

（平成 23 年 3 月 31 日現在稼働中）

地域名	設置主体名 施設名	設置場所	処理能力 (t/日)	使用開始年	構成市町村
備前	岡山市 東部リサイクルプラザ	岡山市東区西大寺新地453-5	27	H13	岡山市
	岡山市 新保資源選別所	岡山市南区新保687-3	15	H4	岡山市
	玉野市 リサイクルプラザ	玉野市槌ヶ原3072-1	7	H15	玉野市
	瀬戸内市 長船クリーンセンター	瀬戸内市長船町西須恵160	4	H1	瀬戸内市
	瀬戸内市 クリーンセンターかもめ不燃物処理施設	瀬戸内市牛窓町牛窓228	4	H9	瀬戸内市
	赤磐市 桜が丘清掃センター	赤磐市中島357-1	6	S57	赤磐市
	御津・加茂川環境施設組合 前処理施設	岡山市北区御津紙工3783	4	S48	岡山市、吉備中央町
備中	倉敷市 資源選別所	倉敷市水島川崎通1-18	15	H8	倉敷市
	倉敷市 船穂町堆肥化センター	倉敷市船穂町船穂2636-2	2	H8	倉敷市
	浅口市 リサイクルセンター	浅口市鴨方町深田930-1	3	H9	浅口市
	岡山県西部衛生施設組合 リサイクルプラザ	笠岡市平成町105	27	H12	笠岡市、井原市、 浅口市、矢掛町、 里庄町
	高梁地域事務組合 リサイクルプラザ	高梁市落合町阿部2527-1	14.6	H12	高梁市、吉備中央町
美作	津山市 資源化センター	津山市横山648	30	S62	津山市
	津山市 プラスチック容器包装圧縮梱包作業棟	津山市横山648	4.7	H14	津山市
	津山市 津山市PETボトル圧縮施設	津山市横山648	1	H12	津山市
	真庭市 リサイクルプラザ	真庭市榎西290	11	H11	真庭市
	美作市 リサイクルセンター	美作市岩辺142-1	2.6	H14	美作市 (西粟倉村)
合 計		17	177.9		

表Ⅲ－４ 一般廃棄物処理施設（最終処分場）

（平成 23 年 3 月 31 日現在埋立中）

地域名	設置主体名 最終処分場名	所在地	設置区分	土地所有		埋立面積 (㎡)	全体容量 (m3)	埋立物							埋立 開始年		
				自己	他			混合	可燃	不燃	資源	直搬	粗大	中間 残渣		焼却 残渣	その他
備前	岡山市 三手最終処分場	岡山市北区三手1 08-1	平地	○		12,600	59,700			○		○					埋立前
	岡山市 山上新最終処分場	岡山市北区山上1 52	山間	○		36,900	450,000			○		○	○				2005
	岡山市久米南町衛生施設組合 大田最終処分場	岡山市北区建部町 大田4204-5	山間	○		5,354	10,800			○		○					1985
	玉野市 一般廃棄物最終処分場	玉野市和田7丁目 802-8	山間	○		42,000	333,200			○		○	○				1992
	備前市 備前一般廃棄物最終処分場	備前市三石295 2-1	山間	○		10,400	86,000			○		○	○				1983
	備前市 日生一般廃棄物最終処分場	備前市日生町寒河 855-2	山間	○		4,390	15,554						○	○			1996
	和気北部衛生施設組合 クリーンセンター	和気町益原151 2-3	山間	○		5,700	26,000						○	○	○		1994
備中	倉敷市 東部最終処分場（2期）	倉敷市二子192 3-5	山間	○		33,000	330,000			○		○	○	○			2003
	総社市 一般廃棄物最終処分場	総社市下倉378 4	山間	○		23,000	188,000					○	○				1982
	総社市 宿ごみ埋立地	総社市宿1875 -1	山間	○		200	600									○	1970
	総社市 大谷廃棄物捨場	総社市清音軒部9 99-3	山間	○		2,671	15,500						○			○	1970
	倉敷市 船穂町不燃物処分場	倉敷市船穂町船穂 7052-1外	山間	○		7,924	55,769			○		○					1977
	井原市 野々迫埋立処分場	井原市高屋町字 野々迫509外	山間	○		7,095	32,980					○					1990
	新見市 新見市処理センター	新見市哲多町宮河 内1940-24	山間	○		4,200	27,400						○	○			2007
	浅口市 金光一般廃棄物最終処分場	浅口市金光町下竹 地内	山間	○		8,400	39,700			○		○					2000
	早島町 一般廃棄物埋立処分地	早島町大字矢尾地 内	山間	○		42,000	224,000			○		○					1981
	岡山県西部衛生施設組合 見嶺山埋立処分地	笠岡市神島59	山間	○		25,000	219,150						○	○			1978
	高梁地域事務組合 一般廃棄物最終処分場	高梁市松原町松岡 5425	山間	○		22,000	126,000			○			○	○			1980
	美作	真庭市 ガレキ処分場	真庭市樫東137 9-18	山間	○		5,629	36,485									○
真庭市 一般廃棄物最終処分場		真庭市目木772 -107外	山間	○		4,500	27,000			○						○	1999
美作市 埋立処分地施設		美作市瀬戸151 -4	山間	○		2,698	12,312			○							1988
鏡野町 北部衛生クリーンセンター一般廃棄物最終処分場		鏡野町井坂524 -1外	平地	○		5,100	15,600			○			○	○			1994
美咲町 棚原クリーンセンター一般廃棄物最終処分場		美咲町蓮石856 -1	山間	○		3,200	14,544			○			○	○			1991
美咲町 藤原一般廃棄物最終処分場		美咲町藤原830	山間	○		6,000	15,056			○							1993
岡山県中部環境施設組合 一般廃棄物最終処分場		美咲町江与味33 53外	山間	○		4,500	24,500						○	○			2001
合 計		25				324,461	2,385,850										

表Ⅲ－５ 一般廃棄物処理施設（し尿処理）

（平成23年3月31日現在稼働中）

地域名	設置主体名 施設名	設置場所	処理能力 (k l/日)	使用開始年	構成市町村
備前	岡山市 一宮浄化センター	岡山市北区一宮217	100	S43	岡山市
	(同上)	(同上)	200	S54	岡山市
	岡山市 当新田浄化センター	岡山市南区当新田488-4	70	S60	岡山市
	岡山市 犬島浄化センター	岡山市東区犬島179	0.35	S62	岡山市
	玉野市 西清掃センター	玉野市深井町9-18	100	H6	玉野市
	備前市 備前市衛生センター	備前市穂浪2459-1	43	S39	備前市
	瀬戸内市 長船衛生センター	瀬戸内市長船町福里589-1	18	S62	瀬戸内市
	神崎衛生施設組合 神崎処理場	岡山市東区神崎町2676	180	H9	岡山市、瀬戸内市
	旭川中部衛生施設組合 旭清苑	岡山市北区御津鹿瀬650	42	H4	岡山市、久米南町、 吉備中央町
	和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合 和気赤磐衛生センター	和気町本2	72	H14	備前市、赤磐市、 和気町
備中	倉敷市 白楽町し尿処理場	倉敷市白楽町424	240	S40	倉敷市
	倉敷市 水島し尿処理場	倉敷市水島川崎通1丁目	128	S44	倉敷市
	倉敷市 玉島し尿処理場	倉敷市玉島乙島8255	70	S56	倉敷市
	浅口市 金光し尿浄化センター	浅口市金光町八重318-2	20	H元	浅口市
	新見市 衛生センター	新見市金谷252	50	S52	新見市
	備南衛生施設組合 清鶴苑	倉敷市茶屋町1919	80	S60	岡山市、倉敷市、 早島町
	総社広域環境施設組合 アクアセンター吉備路	総社市窪木1101-1	90	H19	倉敷市、総社市
	岡山県西部衛生施設組合 井笠広域クリーンセンター	笠岡市平成町100	210	S63	笠岡市、井原市、 浅口市、矢掛町、 里庄町
	高梁地域事務組合 し尿処理場	高梁市段町748	62	S50	高梁市、吉備中央町
美作	真庭市 し尿処理施設旭水苑	真庭市野原9-1	100	H6	真庭市 (新庄村、鏡野町、美咲町)
	津山圏域衛生処理組合 津山圏域衛生処理センター	津山市川崎458	150	S58	津山市、鏡野町、 美咲町
	勝英衛生施設組合 滝川苑	勝央町小矢田31-2	74	S61	美作市、勝央町、 美咲町、西粟倉村、 奈義町
合 計		22	2,099.35		

表Ⅳ－１ 産業廃棄物処理状況（業種別）＜平成 21 年度＞（その 1）

（単位：千 t / 年）

業種	発生量 (A)	有償物量 (B)	排出量 (C)	自己中間処理量 (D)	自己中間処理後量 (E)					自己未処理量 (G)					搬出量 (H)	自己最終処分量 (I)			
					再生 利用量 (E1)	自己 最終 処分量 (E2)	委託 中間 処理量 (E3)	委託 直接 最終 処分量 (E4)	その他 量 (E5)	再生 利用量 (G1)	自己 最終 処分量 (G2)	委託 中間 処理量 (G3)	委託 直接 最終 処分量 (G4)	その他 量 (G5)		(処理先地域 の内訳)			
																県内	県外		
																		(E2+G2)	
合計	9,663	3,925	5,738	3,861	1,155	658	428	66	2	1,877	72	41	1,643	118	3	2,301	41	4	37
鉱業	270	0	270	268	14	9	1	4	0	2		1	0	1		7	1	1	
建設業	807	4	803	79	79	47	31	1	0	724	1	3	689	30	0	754	3	3	
製造業	7,249	3,846	3,403	2,509	954	599	297	57	2	894	71	0	739	81	3	1,179	0	0	
食料品	304	9	295	232	24	7	17			63	5		58	0		75			
飲料・飼料	44	23	21	15	1	1	1	0		6			6	0	0	7			
繊維	42	2	40	29	8		5	3	0	11	1		9	1		18			
木材	52	32	20	5	0	0	0	0		15	0		11	4	0	15			
家具	7	0	7	1	1		1	0		6			6	0		6			
パルプ・紙	178	1	177	155	14	2	9	3		22	9		12	0		24			
印刷	18	4	15							15	0		15		0	15			
化学	1,329	22	1,307	1,184	273	82	155	36		124	6	0	116	1		308	0	0	
石油・石炭	83	0	83	46	6	5	1			37	1		36	0		37			
プラスチック	20	3	17	9	1	0	0	0	1	9	0		8	1		10			
ゴム	19	0	19	1	0	0	0	0		18	0		17	1		18			
皮革	0		0							0			0			0			
窯業・土石	219	90	129	49	26	8	16	0	1	80	1		72	6		96			
鉄鋼	4,509	3,480	1,029	721	580	481	86	14		308	45		205	56	3	363			
非鉄金属	17	0	17	7	2	2		0		9			9	0		9			
金属	35	4	31	3	0	0	0	0		28			27	1		28			
はん用機器	17	5	12	3	1		1			9	0		8	1		11			
生産用機器	46	1	45	4	0		0			41			36	5		41			
業務用機器	1	0	1	0	0		0			1			1	0		1			
電子部品	38	5	34	21	3	0	3			13			12	1		15			
電気機器	10	3	7	3	1	0	0			4			4	0	0	4			
情報通信機器	1	0	0							0			0		0	0			
輸送機器	256	161	96	22	13	11	2	0		74	1		70	3	0	75			
その他	2		2							2			2			2			
電気・水道業	1,172	69	1,104	1,000	103	3	98	2		104		37	65	2	0	204	37		37
電気業	153	69	84	2	2	1	1	0		82		37	44	2	0	83	37		37
ガス業	0		0							0			0	0		0			
上水道業	58		58	50	4	1	2	1		8			8	0		10			
工業用水道業	2		2	2	1	1				0			0			0			
下水道業	960		960	946	97	0	95	2		14			14	0		111			
情報通信業	3		3							3			3	0		3			
運輸業	13	2	11	1	1		1	0	0	11	0		10	0		11			
卸・小売業	118	5	114	4	4	0	1	2		110	0		107	3		113			
宿泊・飲食	6	0	6	0	0	0				6			6			6			
医療・福祉	14	0	14	0	0		0			14	0		14	0		14			
サービス業※1	7	0	7	0	0	0				6	0		5	1		6			
その他の業種※2	4	0	4	0	0	0				4			4	0		4			

注1) 本結果表では農業からの産業廃棄物を除き、特別管理産業廃棄物を含む。

注2) ※1欄の「サービス業」は、「学術・専門」、「生活・娯楽」、「サービス業」の合計値であり、※2欄の「その他の業種」は、「林業」、「漁業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「教育・学習」、「複合サービス」、「公務」の合計値である。

表Ⅳ－1 産業廃棄物処理状況（業種別）＜平成21年度＞（その2）

（単位：千t/年）

業種	委託処理量 (K) (O+L)	委託処理量の内訳										再生利用量 (R) (E1+G1+M1)	最終処分量				その他量 (J) (E5+G5)	資源化量 (S) (B+R)			
		委託直接最終処分量						委託中間処理量					(Q)	(処理主体の内訳)							
		(処理主体の内訳)		(処理先地域の内訳)		(L)		(処理主体の内訳)		(処理先地域の内訳)				(処理後の処理内訳)		(Q1)			(Q2)	(Q3)	
		処理業者	自治体	県内	県外	処理業者	自治体	県内	県外	(M)	再生利用量 (M1)			最終処分量 (M2)							
合計	2,255	184	181	2	176	7	2,071	2,064	7	1,470	601	1,486	1,376	110	2,107	335	41	4	289	5	6,032
鉱業	6	5	5		5		1	1		0	1	0	0	0	9	6	1		5	0	10
建設業	750	30	30	0	29	1	720	720	0	707	13	695	646	49	694	82	3	0	79	0	698
製造業	1,174	138	136	2	132	6	1,036	1,031	5	513	523	647	606	40	1,276	178	0	3	175	5	5,121
食料品	75	0	0	0	0	0	75	72	2	55	19	43	42	1	54	1		1	1		63
飲料・飼料	7	0	0	0	0	0	7	7		4	3	4	4	0	4	0	0	0	0	0	27
繊維	18	4	4	0	4	0	14	13	2	13	1	8	7	1	9	4		0	4	0	11
木材	15	4	4	0	4	0	11	11	0	4	6	10	10	0	11	4		0	4	0	43
家具	6	0	0	0	0	0	6	6	0	5	1	5	4	0	4	0	0	0	0	0	5
パルプ・紙	24	3	3	0	2	1	21	21	0	12	10	9	9	1	20	4		0	4	0	21
印刷	15						15	15	0	12	3	9	8	0	9	0		0	0	0	12
化学	308	37	37	0	37	0	271	271	0	90	181	77	70	6	159	43	0	0	43		180
石油・石炭	37	0	0		0		37	37		18	19	13	12	0	19	1			1		19
プラスチック	9	1	1	0	1	1	8	8	0	4	4	4	4	0	4	1		0	1	1	7
ゴム	18	1	1		1		17	17		16	1	7	4	4	4	5			5		4
皮革	0						0	0		0		0	0	0	0	0			0		
窯業・土石	95	7	6	0	4	3	88	88		70	18	86	82	3	92	10		0	10	1	182
鉄鋼	361	70	69	1	69	0	291	291		89	202	243	233	11	758	80		1	80	3	4,238
非鉄金属	9	0	0		0	0	9	9		4	5	9	6	3	8	3			3		8
金属	28	1	1		1	0	27	26	1	11	16	18	16	2	16	3		0	3		20
はん用機器	11	1	1		1		10	10	0	8	2	6	4	2	4	3		0	3		9
生産用機器	41	5	5		5		36	36	0	36	1	35	34	0	34	5		0	5		35
業務用機器	1	0	0	0	0		1	1	0	1	0	1	0	0	0	0		0	0		1
電子部品	15	1	1		1	0	15	15		9	5	4	4	1	4	1			1		8
電気機器	4	0	0	0	0	0	4	4	0	3	1	3	2	1	3	1		0	1	0	6
情報通信機器	0						0	0		0	0	0	0	0	0	0			0	0	1
輸送機器	75	3	2	1	3	0	71	71	0	47	24	51	46	5	58	8		1	7	0	219
その他	2						2	2		2	0	2	2	0	2	0			0		2
電気・水道業	168	4	4		4		163	163	1	120	43	69	60	9	63	50	37	0	13	0	132
電気業	47	2	2		2		45	45		15	29	43	43	0	44	39	37		2	0	112
ガス業	0	0	0		0		0	0		0		0	0	0	0	0			0		0
上水道業	10	1	1		1		9	9	0	9	0	3	2	2	3	3		0	3		3
工業用水道業	0						0	0		0		0	0	0	1	0		0	0		1
下水道業	111	2	2		2		109	109	1	96	13	22	16	7	16	8		0	8		16
情報通信業	3	0	0		0		3	3	0	1	2	3	3	0	3	0		0	0		3
運輸業	11	0	0	0	0	0	11	11	0	10	0	8	7	1	7	1		0	1	0	9
卸・小売業	113	5	5	0	5		108	108	0	99	10	52	46	6	46	11		0	11		51
宿泊・飲食	6						6	5	0	4	2	2	2	0	2	0		0	0		2
医療・福祉	14	0	0	0	0		14	13	0	9	5	4	1	3	1	3		0	3		1
サービス業※1	6	1	1	0	1	0	5	5	0	4	1	4	3	1	3	1		0	1		3
その他の業種※2	4	0	0	0	0	0	4	4	0	4	0	3	3	1	3	1		0	1		3

注1) 本結果表では農業からの産業廃棄物を除き、特別管理産業廃棄物を含む。

注2) ※1欄の「サービス業」は、「学術・専門」、「生活・娯楽」、「サービス業」の合計値であり、※2欄の「その他の業種」は、「林業」、「漁業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「教育・学習」、「複合サービス」、「公務」の合計値である。

表Ⅳ-2 産業廃棄物処理状況（種類別）＜平成21年度＞（その1）

（単位：千t/年）

区分 種類	発生量 (A)	有償物量 (B)	排出量 (C)	自己中間処理量						自己未処理量					搬出量 (H)	自己最終処分量			
				(D)	自己中間処理後量					(G)	(自己未処理の処理内訳)					(I)	(処理先地域の内訳)		
					(E)	(自己中間処理後の処理内訳)					(G1)	(G2)	(G3)	(G4)			(G5)	県内	県外
						再生 利用量 (E1)	自己 最終 処分量 (E2)	委託 中間 処理量 (E3)	委託 直接最終 処分量 (E4)										
合計	9,663	3,925	5,738	3,861	1,155	658	428	66	2	1,877	72	41	1,643	118	3	2,301	41	4	37
燃え殻	28	0	27	12	42	29	3	11	0	16		0	15	1		29	0	0	
汚泥	3,402	73	3,329	3,099	441	104	288	48	1	231	9		206	15		559			
有機性汚泥	1,628	3	1,625	1,531	131	3	124	4	0	94	9		84	1		212			
無機性汚泥	1,775	71	1,704	1,568	310	100	164	44	1	136			122	15		347			
廃油	108	3	105	33	4	4	0			72	7		66		0	66			
一般廃油	84	2	82	29	4	4	0			53	6		47		0	47			
廃溶剤	9		9	4						5	1		5			5			
その他	15	1	14	0	0		0			14	0		14			14			
廃酸	32	0	32	3	2			2		29			29			31			
廃アルカリ	91	0	91	14	2		2			76			76		0	78			
廃プラスチック類	207	13	193	22	6	1	3	1	1	171	2	0	163	6	0	174	0	0	
廃プラスチック	199	13	186	22	6	1	3	1	1	164	2	0	157	5	0	167	0	0	
廃タイヤ	8	0	7							7	0		7	0		7			
紙くず	17	3	14	2	2	2				12			12	0		12			
木くず	164	32	131	7	3	1	1			124	0		120	3	0	125			
繊維くず	2	0	2	0	0		0			2			2	0		2			
動植物性残さ	50	24	26	7	0	0	0			19	5		14			14			
動物系固形不要物	1		1	0						0			0			0			
ゴムくず	3	0	2	0						2			2	0	0	2			
金属くず	289	190	99	24	23	23	0	0		75	1		74	0		75			
ガラス陶磁器くず	161	13	148	17	17	1	14	2		131	2		108	21	0	145			
鋸さい	3,788	3,559	229	70	70	70	0			159	2	1	118	37		157	1	1	
がれき類	651	4	647	77	77	47	29	1	0	570	2	3	541	23		597	3	3	
コンクリート片	329		329	14	14	7	7			315	1		314	0		321			
廃アスファルト	231	4	227	45	45	38	7			182	1	3	178	0		188	3	3	
その他の建設廃材	91		91	17	17	2	15	1	0	73	0		50	23		89			
ばいじん	640	7	632	475	467	378	87	2		158	42	37	73	4	3	206	37		37
その他の産業廃棄物	31	2	29	1	1	0	1	0		28			22	6	0	29			
感染性廃棄物	10		10	0	0		0			10			10			10			
混合物等	21	2	20	1	1	0	1	0		19			13	6	0	20			

注1) 本結果表では農業からの産業廃棄物を除き、特別管理産業廃棄物を含む。 注2) 「変換」、「無変換」の定義については、留意事項を参照のこと。

表Ⅳ-2 産業廃棄物処理状況（種類別）＜平成21年度＞（その2）

(単位：千t/年)

区分 種類	委託 処理量 (K) (O+L)	委託処理量の内訳										再生利用量 (R) (E1+G1+M1)	最終処分量				その他 量 (J) (E5+G5)	資源化 量 (S) (B+R)			
		委託直接最終処分量						委託中間処理量					委託中間処理後量 (M)	(Q)	(処理主体の内訳)						
		(処理主体の内訳)		(処理先地域の内訳)		(L)	(処理主体の内訳)		(処理先地域の内訳)		(再生 利用量 M1)				(最終 処分量 M2)	事業者 (Q1)			自治体 (Q2)	処理業者 (Q3)	
		処理業者	自治体	県内	県外		処理業者	自治体	県内	県外											
合計	2,255	184	181	2	176	7	2,071	2,064	7	1,470	601	1,486	1,376	110	2,107	335	41	4	289	5	6,032
燃え殻	29	11	11	0	11		17	17	0	10	8	67	40	27	68	38	0	1	37	0	69
汚泥	557	63	63	0	62	1	494	492	2	270	224	117	112	5	225	68		1	67	1	299
有機性汚泥	212	4	4	0	3	1	208	206	2	170	38	46	46	1	59	5		1	4	0	61
無機性汚泥	345	59	59	0	59	0	286	286		101	186	71	67	4	167	63		0	63	1	237
廃油	66						66	65	1	38	27	27	27		37					0	40
一般廃油	47						47	46	1	29	19	18	18		28					0	29
廃溶剤	5						5	5		3	2	1	1		2						2
油付着物	14						14	14		7	7	7	7		7						8
廃酸	31	2	2		2		29	29		13	16	8	8		8						9
廃アルカリ	78						78	78		62	16	6	6		6					0	6
廃プラスチック類	173	6	6	0	5	1	167	166	1	149	17	67	52	15	55	21	0	0	21	1	69
廃プラスチック	166	6	6	0	5	1	160	159	1	145	15	63	48	15	50	21	0	0	20	1	63
廃タイヤ	7	0	0	0	0		7	7		5	2	5	5	0	5	0			0		5
紙くず	12	0	0	0	0		12	12	0	10	2	11	10	0	12	0			0		15
木くず	125	3	3		3		121	121	0	111	10	113	110	4	111	5			5	0	144
繊維くず	2	0	0	0	0		2	1	0	2	0	1	1	0	1	0		0	0		1
動植物性残さ	14						14	12	2	12	1	7	7		12						37
動物系固形不要物	0						0	0			0	0	0		0						0
ゴムくず	2	0	0		0		2	2		2	1	2	2	1	2	1			1	0	2
金属くず	75	1	0	0	1	0	74	74	0	63	11	74	71	3	95	3		0	3		285
ガラス陶磁器くず	145	23	23	1	20	3	122	122	0	103	19	132	110	22	113	44		1	44	0	125
鋳さい	156	37	37	1	37	0	119	119		34	85	132	125	7	197	45	1	1	44		3,756
がれき類	594	24	23	1	23	1	570	570		563	7	560	547	13	596	41	3	1	37	0	600
コンクリート片	321	0	0		0		321	321		318	2	313	312	1	320	1			1		320
廃アスファルト	185	0	0		0		184	184		182	2	182	182	0	221	4	3		0		224
その他の建設廃材	89	24	23	1	22	1	65	65		63	2	65	53	12	56	36		1	35	0	56
ばいじん	167	6	6		6		160	160		11	150	152	144	8	563	55	37		18	3	570
その他の産業廃棄物	29	6	6	0	6	0	23	22	1	15	8	10	5	5	5	11		1	11	0	7
感染性廃棄物	10						10	10	0	4	5										
混合物等	20	6	6	0	6	0	13	13	1	11	3	10	5	5	5	11		1	11	0	7

注1) 本結果表では農業からの産業廃棄物を除き、特別管理産業廃棄物を含む。 注2) 「変換」、「無変換」の定義については、留意事項を参照のこと。